

京都市上下水道局公有財産及び物品規程の一部を改正する規程を交付する。

平成23年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

#### 京都市上下水道局管理規程第17号

京都市上下水道局公有財産及び物品規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局公有財産及び物品規程の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「又は公共用」を「又は公共の用」に改め、同条第4号を同条第7号とし、同条第3号の次に次の3号を加える。

- (4) 本市の指導監督を受け、本市の事務・事業を補佐し、又は代行する団体において、補佐又は代行する事務・事業の用に供するため使用されるとき。
- (5) 隣接する土地の所有者又は利用者がその土地を利用するため、使用されることがやむを得ないと認められるとき。
- (6) 公の学術調査研究、公の施策等の普及宣伝その他公共目的のために行われる講演会、研究会等の用に供するため、一時的に使用されるとき。

第3条第1項中「使用期間」を「使用を許可する期間（以下「使用期間」という。）」に改め、「ただし、」の右に「電柱又はガス管その他の埋設物を設置するため使用されるとき、その他」を加える。

第5条の2第1項中「使用人」を「使用者」に改める。

第6条を次のように改める。

(管理人)

第6条 使用者は、本市（行政財産が本市以外の地域にあるときは当該行政財産の所在する市町村とする。以下本条、次条及び第18条の5において同じ。）内に住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地。以下本条、次条及び第18条の5において同じ。）を有しないときは、管理人を定め、管理者の承認を受けなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるとき又は確実な担保を徴したときは、この限りでない。

2 前項に規定する管理人は、本市内に住所を有する者でなければならない。

3 使用者は、管理人が欠けたとき、又は前項の資格を欠いたときは、速やかに新たな管理人を定め、管理者の承認を受けなければならない。管理人を変更しようとするときにおいても同様とする。

第7条第2項第1号中「本市」の右に「又は本市に隣接する市町村の区域」を加え、同条第3項中「保証人が」を「使用者は、保証人が欠けたとき、又は」に改め、「使用人は、」を削る。

第8条及び第9条を次のように改める。

(届出事項)

第8条 使用者は、次の各号の一に該当するときは、速やかに使用許可を受けた者等に係る変更届出書（第4号様式）により管理者に届け出なければならない。

- (1) 使用者、管理人又は保証人がその氏名又は住所（法人にあつては名称又は主たる事務所の所在地）を変更したとき。
- (2) 使用者の地位について、相続による包括承継その他の変動が生じたとき。
- (3) 使用者である法人について、合併又は分割（使用許可に基づく権利を承継するものに限る。）その他の変動が生じたとき。
- (4) 使用目的を変更しようとするとき。
- (5) 前各号のほか、届出を要する必要性が生じたとき。

2 次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該各号に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- (1) 前項第1号の規定による場合 個人にあつては住民票の写し、法人にあつては登記事項証明書
- (2) 前項第2号の規定による場合 戸籍謄本等の前使用者との相続関係が確認できる書類
- (3) 前項第3号の規定による場合 登記事項証明書又は法人の解散を証する書類
- (4) 前項第5号の規定による場合 管理者がその都度定める書類

(転貸等の禁止)

第9条 使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

- (1) 許可を受けた物件（以下「許可物件」という。）の転貸
- (2) 使用者の地位の譲渡
- (3) 許可物件の形質の変更
- (4) 許可物件の用途の変更

第10条の見出し中「使用人」を「使用者」に改め、同条本文中「の取消し」を「が取

り消されたとき」に、「満了の場合」を「が満了したとき」に、「使用人」を「使用者」に改め、同条ただし書中「その必要がない」を「特別の理由がある」に改める。

第11条及び第12条中「使用人」を「使用者」に改める。

第13条を次のように改める。

(使用許可の取消し)

第13条 管理者は、次の各号に掲げる場合においては、使用許可を取り消すことがある。

- (1) 本市、国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共の用に供するため必要を生じた場合
- (2) 使用者が市有財産使用許可申請書に記載した目的と異なる用途に行政財産を使用した場合
- (3) 使用者が、3箇月以上使用料の納入を怠った場合
- (4) その他法、令、条例、使用許可の条件又はこの規程の規定に違反した場合

2 使用者の責めに帰すべき事由により使用許可を取り消したときは、既納の使用料は、還付しないものとする。

3 使用者の責めに帰すべき事由により使用許可を取り消したことにより本市に損害が生じたときは、使用者はその損害を賠償しなければならない。

第14条の見出し中「交換」を「売払い」に改め、同条本文中「交換、」を削り、「除く。）」の右に「、交換」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、国又は地方公共団体への売払い、交換その他管理者が特別の理由があると認める場合については、この限りでない。

第16条中「交換、売払い」を「売払い、交換」に、「交換の相手方、買受人」を「買受人、交換の相手方」に改める。

第17条を次のように改める。

(売払契約等の解除)

第17条 管理者は、普通財産の売払い、交換又は譲与をした場合において次の各号の一に該当するときは、その契約を解除することができる。

- (1) 買受人、交換の相手方又は譲受人が、売払代金又は交換差金の納入を怠ったとき。
- (2) 用途指定をして売り払い、又は譲与した場合において、買受人又は譲受人が第18条において定める指定期日を経過しても、なおこれをその用途に供せず、又はこれをその用途に供した後指定期間内にその用途を廃止したとき。

(3) その他法、令、条例、契約条件又はこの規程の規定に違反したとき。

第18条の2を次のように改める。

(貸付期間等)

第18条の2 普通財産を貸し付ける期間（以下「貸付期間」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、それぞれ当該各号に規定する期間を超えて貸し付けることができる。

(1) 土地

ア 建物の所有を目的とするとき

(ア) 借地借家法第22条の規定の適用を受けるとき 50年以上60年以内

(イ) (ア)以外のとき 30年以内

イ ア以外のとき 5年以内

(2) 建物及び工作物 10年以内

(3) その他普通財産 5年以内

2 普通財産の貸付期間は、更新することができる。この場合において、貸付期間は更新の時から起算する。

第18条の3第1項中「競争入札」の右に「、プロポーザル方式又はコンペ方式」を加え、同条に次の1項を加える。

3 特別の事由により管理者が必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する申請期限と異なる申請期限を指定することができる。

第18条の4の見出し中「借受け」を「貸付け」に改める。

第18条の5及び第18条の6を次のように改める。

(保証人)

第18条の5 普通財産を貸し付けるときは、保証人を立てさせるものとする。ただし、管理者がその必要がないと認めるとき又は確実な担保を徴したときは、この限りでない。

2 前項の規定に基づく保証人は、次の各号に掲げる資格を有する者で、かつ、管理者が適当と認めた者でなければならない。

(1) 本市又は本市に隣接する市町村の区域内に住所を有すること。

(2) 貸付料の年額の5倍以上の年間所得又はこれに相当する固定資産評価額の不動産を有すること。

3 普通財産の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）は、保証人が欠けたとき、

又は前項の資格を欠いたときは、速やかに新たな保証人を定め、管理者の承認を受けなければならない。保証人を変更しようとするときにおいても同様とする。

(貸付料)

第18条の6 借受人は、管理者の指定する期日までに、普通財産の貸付料（以下「貸付料」という。）を納入しなければならない。

2 貸付料の額は、年額、月額又は日額とし、その額は次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる額を基準として、管理者が定める。ただし、その総額が100円未満のときは、100円に切り上げるものとする。

(1) 土地 時価、近傍類似地の固定資産評価額、使用の態様、立地条件その他の事情を勘案して評定する額。

(2) その他の財産 時価、取得価額、減価償却費、修繕費、保険料、使用の態様その他の事情を勘案して評定する額。

第18条の7中「とき。」を「とき」に改め、同条に次の1項を加える。

2 特別の事由により管理者が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する納入期限と異なる納入期限を指定することができる。

第18条の9第4号中「第18条の4の規定により」を削る。

第18条の10を次のように改める。

(届出事項)

第18条の10 借受人は、次の各号の一に該当するときは、速やかに借受人等に係る変更届出書（第11号様式）により管理者に届け出なければならない。

(1) 借受人又は保証人がその氏名又は住所（法人にあっては、名称又は主たる事務所の所在地）を変更したとき。

(2) 借受人の地位について、相続による包括承継その他の変動が生じたとき。

(3) 借受人である法人について、合併又は分割（借受人の地位を承継するものに限る。）その他の変動が生じたとき。

(4) 借受物件の使用目的を変更しようとするとき。

(5) 前各号のほか、届出を要する必要が生じたとき。

2 次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該各号に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

(1) 前項第1号の規定による場合 個人にあっては住民票の写し、法人にあっては登記

## 事項証明書

- (2) 前項第2号の規定による場合 戸籍謄本等の前使用者との相続関係が確認できる書類
- (3) 前項第3号の規定による場合 登記事項証明書又は法人の解散を証する書類
- (4) 前項第5号の規定による場合 管理者がその都度定める書類

第18条の13及び第18条の14を次のように改める。

### (貸付契約の解除)

第18条の13 管理者は、次の各号に掲げる場合においては、貸付契約を解除することがある。

- (1) 本市、国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共の用に供するため必要を生じた場合
- (2) 借受人が市有財産借受申込書に記載した目的と異なる用途に普通財産を使用した場合
- (3) 借受人が、3箇月以上貸付料の納入を怠った場合
- (4) その他法、令、条例、貸付契約の条件又はこの規程の規定に違反した場合

2 借受人の責めに帰すべき事由により貸付契約が解除されたときは、既納の貸付料は、還付しないものとする。

3 借受人は、その責めに帰すべき事由により貸付契約が解除されたときは、これにより本市に生じた損害を賠償しなければならない。

### (借受人の原状回復義務)

第18条の14 貸付契約が解除されたとき、又は貸付期間が満了したときは、借受人は、管理者が指定する期限までに借受人の負担において借受物件を原状に復さなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第19条第1項中「の貸付期間」を「を貸し付ける期間（以下「貸付期間」という。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第21条第2項中「引き続き」の右に「物品の」を加え、「貸付期間満了前」を「貸付期間の満了前」に改め、同条に次の1項を加える。

3 特別の事由により管理者が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する申請期限と異なる申請期限を指定することができる。

第22条中「を交換, 売り払い」を「の売払い, 交換」に, 「譲与」を「譲与を」に改める。

第23条中「交換, 売払い」を「売払い, 交換」に, 「使用人」を「使用者」に, 「交換を受けた者, 買受人」を「買受人, 交換を受けた者」に改める。

第24条中「交換, 売払い」を「売払い, 交換」に改める。

第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第8条関係）

使用許可を受けた者等に係る変更届出書

(あて先) 京都市公営企業管理者 上下水道局長	年 月 日
申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名。記名押印又は署名）  <div style="text-align: right;">④</div>  電話 ー

京都市上下水道局公有財産及び物品規程第8条の規定により届け出ます。

使用許可財産	名 称	
	所 在 地	
届出理由		<input type="checkbox"/> 使用許可を受けた者の氏名住所等の変更 <input type="checkbox"/> 管理人又は保証人の氏名、住所等の変更 <input type="checkbox"/> 使用許可を受けた者の相続、法人の合併又は法人の分割による変更 <input type="checkbox"/> 使用許可を受けた法人の解散による変更 <input type="checkbox"/> 使用目的の変更 <input type="checkbox"/> 管理人又は保証人の変更
届出事項	変 更 前	
	変 更 後	
添 付 書 類		

注1 該当する□には、✓印を記入してください。

- 2 変更後の使用許可を受けた者、管理人及び保証人が個人の場合は、変更される者の住民票の写しを、相続による使用者の変更の場合は、戸籍謄本等の前使用者との相続関係が確認できるものをこの届出書に添付してください。
- 3 使用許可を受けた者が法人の場合であって、名称又は所在地の変更若しくは法人の合併又は分割による変更の届出の場合には、当該変更の登記記録を記載した登記事項証明書を、解散による変更の届出の場合には、法人の解散を証する書面等をこの届出書に添付してください。



第11号様式を次のように改める。

第 1 1 号様式（第 1 8 条の 1 0 関係）

借受人等に係る変更届出書

(あて先) 京都市公営企業管理者 上 下 水 道 局 長	年      月      日
申請者の住所（法人にあっては，主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあっては，名称及び代表者名。記名押印又は署名）  <div style="text-align: right;">④</div>  電話      ー

京都市上下水道局公有財産及び物品規程第 1 8 条の 1 0 の規定により届け出ます。

借 受 物 件	名      称	
	所      在      地	
届出理由		<input type="checkbox"/> 貸付けを受けた者の氏名住所等の変更 <input type="checkbox"/> 保証人の氏名，住所等の変更 <input type="checkbox"/> 貸付けを受けた者の相続，法人の合併又は法人の分割による変更 <input type="checkbox"/> 貸付けを受けた法人の解散による変更 <input type="checkbox"/> 使用目的の変更 <input type="checkbox"/> 保証人の変更
届出事項	変   更   前	
	変   更   後	
添   付   書   類		

注 1 該当する□には，✓印を記入してください。

2 変更後の貸付けを受けた者及び保証人が個人の場合は，変更される者の住民票の写しを，相続による借受人の変更の場合は，戸籍謄本等の前借受人との相続関係が確認できるものをこの届出書に添付してください。

3 貸付けを受けた者が法人の場合であって，名称又は所在地の変更若しくは法人の合併又は分割による変更の届出の場合には，当該変更の登記記録を記載した登記事項証明書を，解散による変更の届出の場合には，法人の解散を証する書面等をこの届出書に添付してください。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部総務課)